

事務連絡
令和3年4月26日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長

新型コロナウイルス感染症対策に関する住民への情報発信について

平素より消防防災行政の推進について格別のご尽力を頂戴し、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する住民への情報発信については、基本的対処方針を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する住民への独自の情報発信について」（令和2年3月31日付け消防情第107号）に基づき、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用した情報発信に取り組んでいただいているところです。

昨日4月25日より、4都府県に緊急事態宣言が発出される等、国内の感染状況は予断を許さない状況であり、引き続き、基本的対処方針においては、「地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。」こととされています。

貴職におかれましては、これらに留意し、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等、住民への情報発信を適時・適切に行っていただくとともに、貴都道府県内の市町村に対して、市町村防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車による巡回等、様々な情報伝達手段を活用して住民への情報発信の取組みを継続して行うよう周知をお願いいたします。

(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当：竹本、中川

電話：03-5253-7526